

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第4区分

【発行日】令和4年9月22日(2022.9.22)

【公開番号】特開2021-47975(P2021-47975A)

【公開日】令和3年3月25日(2021.3.25)

【年通号数】公開・登録公報2021-015

【出願番号】特願2020-181394(P2020-181394)

【国際特許分類】

G 11 B 5/735(2006.01)

10

G 11 B 5/738(2006.01)

G 11 B 5/78(2006.01)

G 11 B 5/84(2006.01)

【F I】

G 11 B 5/735

G 11 B 5/738

G 11 B 5/78

G 11 B 5/84 C

【手続補正書】

20

【提出日】令和4年9月13日(2022.9.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

非磁性支持体の一方の表面側に強磁性粉末を含む磁性層を有し、他方の表面側に非磁性粉末を含むバックコート層を有する磁気記録媒体であって、

30

前記非磁性支持体と前記磁性層との間に、非磁性粉末を含む非磁性層を有し、

前記非磁性層の厚みは、50nm以上800nm以下であり、

前記バックコート層の表面においてn-ヘキサン洗浄後に光学干渉法により0.5atmの押圧下で測定されるスペーシングS_{0.5}と、前記バックコート層の表面においてn-ヘキサン洗浄後に光学干渉法により13.5atmの押圧下で測定されるスペーシングS_{13.5}との差分、S_{0.5}-S_{13.5}、が3nm以下である磁気記録媒体。

【請求項2】

前記差分は、1nm以上3nm以下である、請求項1に記載の磁気記録媒体。

【請求項3】

前記S_{0.5}は、20nm以上90nm以下である、請求項1または2に記載の磁気記録媒体。

【請求項4】

前記S_{13.5}は、20nm以上90nm以下である、請求項1～3のいずれか1項に記載の磁気記録媒体。

【請求項5】

前記バックコート層は、無機酸化物系粒子を含む、請求項1～4のいずれか1項に記載の磁気記録媒体。

【請求項6】

前記無機酸化物系粒子は、無機酸化物とポリマーとの複合粒子である、請求項5に記載の磁気記録媒体。

50

【請求項 7】

前記バックコート層の厚みは、 $0.5 \mu m$ 以下である、請求項1～6のいずれか1項に記載の磁気記録媒体。

【請求項 8】

前記非磁性層の厚みは、 $50 nm$ 以上 $500 nm$ 以下である、請求項1～7のいずれか1項に記載の磁気記録媒体。

【請求項 9】

磁気テープである、請求項1～8のいずれか1項に記載の磁気記録媒体。

【請求項 10】

請求項1～9のいずれか1項に記載の磁気記録媒体と、
磁気ヘッドと、
を含む磁気記録再生装置。

10

20

30

40

50